

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人

有永 俊
様

あて名
〒105-0001
東京都港区虎ノ門三丁目25番2号
虎ノ門E Sビル7階
特許業務法人大谷特許事務所

PCT
国際調査機関の見解書
(法施行規則第40条の2)
[PCT規則43の2.1]

発送日
(日.月.年) 13.11.2018

出願人又は代理人
の書類記号 18FKK005-W00

今後の手続については、下記2を参照すること。

| | | |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 国際出願番号 PCT/JP2018/034655 | 国際出願日 (日.月.年) 19.09.2018 | 優先日 (日.月.年) 27.09.2017 |
|-----------------------------|-----------------------------|---------------------------|

国際特許分類 (IPC) Int.Cl. C23F11/14 (2006.01)i

出願人 (氏名又は名称)
栗田工業株式会社

1. この見解書は次の内容を含む。

- 第I欄 見解の基礎
- 第II欄 優先権
- 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成
- 第IV欄 発明の單一性の欠如
- 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明
- 第VI欄 ある種の引用文献
- 第VII欄 国際出願の欠陥
- 第VIII欄 国際出願についての意見

2. 今後の手続

国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。

この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から22月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。

さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。

見解書を作成した日

01.11.2018

名称及びあて先
日本国特許庁 (ISA/JP)
郵便番号 100-8915
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁審査官（権限のある職員）

越本 秀幸

4E 4036

電話番号 03-3581-1101 内線 3425

第I欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。

- 出願時の言語による国際出願
 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
(PCT規則12.3(a)及び23.1(b))

2. [] この見解書は、PCT規則91の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則43の2.1(b))。

3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。

- a. [] 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 紙形式又はイメージファイル形式
- b. [] 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
- c. [] 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)

4. [] さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。

5. 補足意見 :

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

| | | | |
|-----------------|------------|---------------------------|--------|
| 新規性 (N) | 請求項 請求項 | <u>2</u> <u>1, 3-6</u> | 有 無 |
| 進歩性 (I S) | 請求項 請求項 | <u>2</u> <u>1, 3-6</u> | 有 無 |
| 産業上の利用可能性 (I A) | 請求項 請求項 | <u>1-6</u> <u> </u> | 有 無 |

2. 文献及び説明

- 文献1：JP 2012-172227 A (内外化学製品株式会社) 2012.09.10, [0009] - [0043] (ファミリーなし)
- 文献2：JP 50-075653 A (カルゴン コーポレーション) 1975.06.20, 特許請求の範囲, 第2頁右上欄第14行-第5頁右下欄第5行 & US 3860430 A, Claims, Col. 1-4 & AU 7352974 A & CA 1041284 A
- 文献3：JP 2013-019042 A (栗田工業株式会社) 2013.01.31, [0004], [0017] - [0020] (ファミリーなし)
- 文献4：US 4657785 A (NALCO CHEMICAL COMPANY) 1987.04.14, 第1欄第7行-21行, 第4欄第7行-44行 (ファミリーなし)
- 文献5：JP 6134921 B1 (株式会社片山化学工業研究所) 2017.05.31, [0002], [0011] - [0046] & JP 2017-214640 A
- 文献6：JP 2000-160369 A (東ソ一株式会社) 2000.06.13, 全文 (ファミリーなし)
- 文献7：JP 57-171668 A (新日本製鐵株式会社) 1982.10.22, 全文 (ファミリーなし)
- 文献8：JP 63-290284 A (チバーガイキー アクチエンゲゼルシャフト) 1988.11.28, 全文 & GB 2204864 A, whole document & DE 3814055 A1 & FR 2614630 A1
- 文献9：JP 2014-037585 A (富士フィルム株式会社) 2014.02.27, 全文 & WO 2014/027566 A1, whole document & TW 201410919 A & KR 10-2015-0023916 A

請求項1, 3-6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1に開示されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献1には、オクタデシルアミンとヘキシリルアミンとからなる水又は水蒸気による金属腐食の抑制又は防止剤であって、皮膜性アミンとして他の脂肪族アミン化合物を更に含んでよいこと ([0016])、揮発性アミンとして他の脂肪族アミン化合物を更に含んでよいこと ([0017])、対象とする金属が銅であること ([0023])、対象とする金属表面がボイラーシステムであること ([0025])、金属腐食の抑制又は防止剤をスプレーによる噴霧で使用してよいこと ([0026]) が記載されている。また、文献1には、水又は水蒸気にアンモニアを含有することが記載されていないが、本国際出願の [0003], [0005] に記載されるように、アンモニアが含有されることとは通常のことである。
(補充欄に続く)

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1, 3-5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 2 に開示されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献 2 には、皮膜形成脂肪族アミンと、中和アミンとを含有する腐食抑制組成物であって、水性流体中のアンモニアが腐食採用があること（第 2 頁右下欄第 14 行-16 行）、水性流体としてボイラーワーク系が包含されること（第 2 頁左下欄第 5 行）、皮膜形成アミンを 2 種以上含むこと（第 4 頁右上欄第 6 行-20 行）が記載されている。

請求項 1, 3-5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 3 に開示されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献 3 には、ボイラ及び／又は他の蒸気発生プラントの蒸気復水系の防食方法であって、任意の点か成分として皮膜性アミンや中和性アミンを添加すること（[0019]-[0020]）、水が接触する面として銅材の腐食を防止できること（[0017]）、アンモニアが蒸気復水系に含まれること（[0004]）が記載されている。

請求項 1, 3, 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 4 に開示されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献 4 には、ボイラ復水系銅腐食防止剤であって、複数のフィルム形成アミンを含有させること（第 4 欄第 7-9 行）、腐食が溶存したアンモニアによって起こること（第 1 欄第 7-8 行）が記載されている。

請求項 1, 3-4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 5 に開示されているので、新規性、進歩性を有しない。

文献 5 には、海水系の銅合金配管の防食方法であって、N-モノ置換アルキレンジアミン（中和性アミンに相当）を含有させること、オクタデシルアミン等の脂肪族第 1 ~ 3 級アミンを併用すること（[0045]）、海水にアンモニアが含まれること（[0002]）が記載されている。

請求項 6 に係る発明は、文献 2, 3, 4 又は 5 により進歩性を有しない。

防食剤の添加方法として、噴霧は周知・慣用技術に過ぎず、文献 2, 3, 4 又は 5 において、上記周知・慣用技術を適用することは、当業者が適宜に為し得たことである。

請求項 2 に係る発明は、国際調査報告で引用された何れの文献にも開示されておらず、当業者にとって自明なものでもないから、新規性、進歩性を有する。